

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート! ~

11月号 Vol. 70

今月の SMILE

真のイノベーションを求めて!

まいど おおきに!

10月24日、上海の外灘で開催された外灘金融サミットに、アリババの創業者のジャックマー氏が参加し、金融関係者の前で、30年後の金融についてのスピーチを行いました。その中で、彼のイノベーションやリスクに対する考え方を述べていました。コロナ禍にあって、未来を見失いそうな今日にとって、非常に勇気を与える内容だと思います。以下、その要旨を紹介します。

私たちはよく国際基準に沿ったものでなければならないと言いますが、今日私たちが考えるべきことは、未来とどのように向き合うかを考えるべきです。世界は真に未来を考える真新しい金融システムを期待しています。このような真のイノベーションには、間違いなく代価を払う必要があり、そして私たちの世代は未来に責任を負わなければなりません。金融システムが数十年にわたって運営されている欧州とは異なり、中国は現在、金融システムのリスクではありませんが、健全な金融システムの=エコシステム(業界や財サービスがお互いに連携することで大きな収益構造を構成するさま)がまだ不足しているというリスクがあります。

エコシステムを構築するためには、イノベーションを掲げる必要があります。しかし、真のイノベーションは、ほぼ必ず間違いを犯します。問題は、間違いを避けることではなく、間違いを犯した後に、完璧に修正してイノベーションを続けることができるかどうかです。

今日と言えば、ドキュメントが多すぎて政策が少なすぎます。ドキュメントによる監督管理を徹底した後は、自分自身のリスクも、自分の部署のリスクもなくなります。経済全体が発展しないリスクがそこにはあるのではないかと心配しています。

そこで、未来志向の監督を求めます。「真のイノベーションは、誰が主導するのではなく、誰かが責任をもって着手しなければなりません。リスクのないイノベーションを行うことは、イノベーションを抹殺することです。多くの場合、リスクをゼロに制御することが最大のリスクなのです!優れたイノベーションはこれからの規制を恐れませんが、昨日の規制には留意を払います。例えるなら、鉄道の駅の管理方法では空港を管理できないように、昨日の管理方法では未来を管理できないということです。

ということで今月も、そしてコロナ禍でも未来に向かって、笑顔(スマイル)でスタートしましょう!



中国経済情報

マクロ経済情報

中国輸出額 9月は9.9%増 4か月連続プラスも先行き慎重な見方

中国の9月の輸出額は、マスクや医療機器などの輸出が伸びたことから、去年の同じ月と比べて9.9%増えて4か月連続のプラスとなりました。ただ、世界的に新型コロナウイルスの感染拡大の影響が続いていることから、中国当局は先行きに慎重な見方も示しています。

中国の税関当局が10月13日発表した先月の貿易統計によりますと、輸出と輸入を合わせた貿易総額は4,425億2,000万ドルで、去年の同じ月と比べて11.4%増えました。

このうち、輸出額は2,397億6,000万ドルと9.9%増えて、4か月連続のプラスとなりました。

マスクや医療機器の輸出が大きく伸びたほか、ノート型パソコンや家電製品の輸出も増えていて、新型コロナウイルスの感染拡大による各国の医療現場からの需要や、世界的にテレワークが進んでいることなどが背景にあるとみられます。

また、輸入額は2,027億6,000万ドルと13.2%増えていて、内需も回復してきていることがうかがえます。

ただ、先行きについて、中国税関総署の李魁文報道官は、記者会見で「世界的に新型コロナウイルスの感染が依然まん延していて、不確定や不安定な要素が増えていることから、貿易をめぐる環境は複雑で厳しい」と述べ、慎重な見方を示しました。

会計・税務情報

上海市、障害者就業保障金に関する規定を公布



中国の「障害者保障法」及び「障害者就業条例」により、企業は、その規模に応じて一定比率の障害者を雇用することが義務付けられています。障害者の雇用割合が企業の在職従業員数の1.5%を下回る場合、障害者就業保障金(以下「保障金」という)を納付しなければなりません。上海市における保障金の徴収、使用管理の適正化を図り、障害者の就業を促進するために、上海市の財政局、税務局、人力資源・社会保障局、障害者連合会の4部門が、2020年8月18日付けで、「上海市障害者就業保障金の徴収使用管理実施弁法」(財発「2020」第9号)を公布しました。その概要は以下の通りです。

- 1、国家税務総局上海市税務局が保障金を徴収することが明確になった。保障金の納付基数は依然として社会保険料の納付基数を用いて計算し、税務部門は障害者雇用サービス機構及び社会保険事業管理センターが査定する納付額に基づいて徴収する。
- 2、企業が雇用する障害者の比率が所定の比率(1.5%)に達しない場合、年度ごとに保障金を納付する。保障金は下記の計算式により算定されます。
 - ① 障害者の雇用率が1%以上(1%を含む)となる場合、
保障金納付額 = (1.5% - 実際の障害者雇用率) × 納付基数 × 50%
 - ② 障害者雇用率が1%以下となる場合、
保障金納付額 = (1.5% - 実際の障害者雇用率) × 納付基数 × 90%※ 納付基数は企業の前年度の社会保険料納付基数の総数である。
※ 障害者雇用率 = 前年度に雇用した障害者の平均人数 / 在職従業員数である。
- 3、2020年度から3年間において、従業員数が30人以下(30人を含む)である企業に対し、保障金(所属期間2019年～2021年)の徴収を一時的に免除する。
- 4、本通知は2020年9月1日より実施され、有効期限は2023年8月31日までとする。

上海市における保障金の徴収は、今回発表された新通達に基づき、従来の社会保険部門から税務部門へ移行することになりました。そのため上海市は、10月中に社会保険料の徴収管理システムをアップグレードし、税務システムに保障金の申告機能を追加しました。保障金の申告納付方式は税務部門が徴収された他の税金と同様です。税務システムにおいて保障金を申告するのは初めてなので、申告手続きを忘れないようにご注意ください。

企業会計準則第 14 号-収益(改訂)の適用開始が近づいてきています

2020 年度も残すところあと 2 ヶ月を切りました。今年はコロナで多くのイベントや計画が中止、または繰延になっています。その中であっても計画通りに実施されるものもあります。例えば、中国の企業会計準則第 14 号-収益(改訂)(以下、新収益基準とする。)です。新収益基準は、今のところ繰延されるわけでもなく、2021 年 1 月 1 日から中国の上場会社以外の会社にも適用開始となります。

多分、御社の会計担当者さんも、この新収益基準の適用開始を目前に控えて、どうしようかと悩んでいることと思います。そこで弊誌は、総経理の皆さんにも、今回の新収益基準の概要を把握することは非常に意義があると思い、会計税務情報の中で、新収益基準の概要の解説を数回にわたって紹介しようと企画しました。その最初である今回は、イントロダクションとなります。

日本と同様に中国の新収益基準も、IFRS と言われる国際会計基準の第 15 号をベースにつくられています。ということは、この新収益基準を理解するためには、まずおおもとである IFRS 第 15 号の設定の経緯を知ることが有効だと思います。IFRS 第 15 号は、IFRS の設定主体である IASB(国際会計基準審査会)と米国の会計基準の設定主体である FASB(財務会計基準審議会)が、2002 年から共同で 10 年あまりの歳月をかけて開発したものです。ではこの両主体は、10 年以上もかけて収益基準の何を変えたかったのでしょうか？

それは、収益の規準を、従来の実現主義に代表される収益・費用アプローチから、資産・負債アプローチへの転換でした。では今までの実現主義には何が問題だったのでしょうか？

私たちに馴染みのある“実現主義”では、例えば、製品を出荷した段階で、或いは顧客が製品を検収した段階で、収益として計上してきました。しかしこの実現主義における認識時点は、契約の締結時、出荷時、着荷時、検収時、使用開始時等、幅があり、かつ現在の商取引は、返金、返品、条件付き割引等、取引条件も複雑化しており、この“幅”や“複雑化した取引条件”を利用して、収益額の会計操作が行われやすいという課題を抱えていました。そこで IASB と FASB は、上記の課題を克服するために、資産・負債アプローチという概念を用いて解決をはかろうとしたわけです。

では収益・費用アプローチ、資産・負債アプローチの違いに関する説明を下記の仕訳を使って説明します。

(借方)現金 100 / (貸方)売上 100 という取引があるとします。

収益・費用アプローチでは、売上 100(貸方)を起点として、現金 100(借方)が次にくるというアプローチですが、新収益基準の資産・負債アプローチでは、その取引により、現金が幾ら入ってくるということを起点としたアプローチとなります。

おおざっぱに言えば、取引先から現金 100(借方)が入ってくる、だから収益は 100(貸方)なんだ、ということです。

以上のように、新収益基準では、この取引により幾らお金が入ってくるかが重要になります。

そこで、IASB と FASB は、“いつ”、“幾らもらえる”のかを収益認識の判断基準の中心に置いたわけです。そしてこれらは、これは契約の要件として明確に定めらるべきことを前提として、今回の IFRS 第 15 号を開発したのです。

ですから新収益基準では、契約が今まで以上に重要となってきます。そこで今回は、「契約の識別」について解説します。

法務情報

中国商務部による「信頼できない実体リストに関する規定」の公布



中国商務部は 2019 年 5 月 31 日、信頼できない実体リスト(中国語:不可靠实体清单)を制度として導入することを明らかにし(以下、「リスト制度」という)、それから 1 年余りが経過した 2020 年 9 月 19 日、「信頼できない実体リストに関する規定」(以下、「規定」という)を正式に公布し、即日施行した。この「規定」は、計 14 条からなり、リスト制度の目的、職務遂行機関、リスト掲載の基準・手続・効果、救済方法などを定めている。

1. 目的及び職務遂行機関

リスト制度の目的について、国の主権、安全及び発展の利益を維持し、公平で自由な国際経済及び貿易秩序を維持するとともに、中国の企業、その他の組織又は個人の合法的権利・利益を保護することであると明確に定めている。リスト制度の構築・実施の責務は、中央国家機関の関連部門が参加する職務遂行機関がそれを負い、同機関は國務院商務主管機関に設置するものと定められている。これに参加する「関連部門」としては、商務部のほか、税関総署、外貨管理局、市場監督管理総局、外交部、人力資源社会保障部、公安部などが考えられる。

2. リスト掲載の基準及び手続

リストの規制対象となるのは、国際経済及び貿易並びに関連する活動において、①中国の主権、安全又は発展の利益を害する行為、②正常な市場取引の原則に違反して中国の企業、その他の組織若しくは個人との正常な取引を中断し、又は中国の企業、その他の組織若しくは個人に対する差別的な措置によりそれらの合法的権利・利益を著しく害する行為を行う外国の実体(外国の企業、その他の組織又は個人)である。

職務遂行機関は、職権により又は関係者からの提言若しくは通報に基づいて、関連する外国の実体の行為に対する調査を行うか否かを決定し、調査の結果に照らして、①中国の主権、安全又は発展の利益に対する損害の程度、②中国の企業、その他の組織又は個人の合法的な権利・利益に対する損害の程度、③経済及び貿易に関する国際的な一般規則への適合性、④その他考慮すべき要素、これらの観点から総合的に勘案のうえ、その外国の実体をリストに掲げるか否かを決定することができる一方、関連する外国の実体の行為に関する事実が明らかな場合においては、直ちに同じくこれら①～④の要素を総合的に勘案してリスト掲載の可否を決定することもできる。いずれの場合も、リスト掲載の決定をしたときは、公告に付さなければならない。

3. リスト掲載の効果と救済方法

外国の実体をリストに掲げた場合、職務遂行機関は、関連する公告において、その外国の実体と行う取引の危険性を提示することができるとともに、実際の状況に基づいて、その外国の実体が自己の行為を是正するための期間を明示することができる。また、職務遂行機関は、リストに掲げられた外国の実体に対し、①中国と関連する輸出入活動に携わることの制限・禁止、②中国国内における投資の制限・禁止、③その実体の関係者、交通輸送手段等の入国の制限・禁止、④その実体の関係者の中国国内における就労許可又は滞在・在留資格の制限・取消し、⑤情状に基づく相応額の過料、⑥その他必要な措置のうち1つ又は複数を行うことができる。

その一方で、「規定」は、調査の対象となり又はリストに掲げられた外国の実体に救済手段も与えている。第1に、職務遂行機関が調査、リスト掲載及び措置を行うにあたっては、いずれも公告に付さなければならないが、外国の実体は、調査期間において陳述・弁明をすることができる。第2に、その公告に是正の期限が明示される場合、この期限までの期間において「規定」10条に定める措置が講じられることはなく、是正のないまま期限を迎えた場合にのみ、その措置が講じられる。第3に、外国の実体は、リストからの除外を申し立てることができ、指定された是正の期限までに自己の行為を是正し、その行為の影響を除去する措置を講じた外国の実体については、職務遂行機関においてそれをリストから除外すべきである。なお、この除外の決定も、同じく公告に付するものとされている。

さらに、中国と関わる輸出入活動に携わることの制限・禁止する処分措置の例外として、中国の企業、その他の組織又は個人が特殊な事情の下、その措置を受けた外国の実体と取引を行う確実な必要が存するときは、職務遂行機関に申請してその承認が得られれば、その外国の実体との取引を行うことが可能となる。なお、国内外の企業においては、リスト公表の時期のほか、これに掲げられる企業について関心を寄せているが、商務部条約法律司の責任者からは、「規定」は特定の国又は特定の企業を対象とするものではなく、リストには事前に日程や企業名簿が設けられていないことのほか、いずれの企業がリストに掲げられるのかは、企業自身の行為が中国の法律に違反するか否か、中国の主権、安全、発展の利益を害するか否か、正常な市場取引の原則に違反して中国の企業、その他の組織若しくは個人に対して封鎖、供給停止その他差別的な措置を講ずるか否かによって決せられ、違法行為を行っていない外国の実体がリストへの掲載を懸念するのは無用であることが表明された。

最後に、「規定」には詳細化・明確化しなければならない点が多々残されており、生産経営及び貿易活動のコンプライアンスを確保するため、中国の実体及び外国の実体のいずれにおいても、「規定」と関連する細則や解釈の公布に向けた状況のほか、今後の実務運用の動向を注視していくことが望まれる。

(情報提供: 金杜律师事务所)



コロナ禍でも求められる企業体質「お客様目線とは何か？」

皆さん

本日の経営メモでは、コロナ禍で多くの経営者さんからいただいた相談をもとに私なりに思いついたことをメモしてみます(まさに「経営メモ」ですね)「どんな状況下でも生き残る企業」、どんな経営者でも自分の経営する企業をそんな風に創り上げたいと考えるものです。

では、「どんな状況下でも生き残る企業」が持っている体質や DNA を「経営の習慣」という観点からまとめてみました(「経営者の習慣」といってもいいと思います)

受付から分かる「伸びる DNA を持つ企業」かどうか

私はたくさんの方に顔を覗かせてきました。重要なのは「商品」や「サービス」であることに間違いありませんが、ちょっとした社員の行動でも「お客様目線」になっているかどうか？は分かることがあります。

例えば、会社に入るとすぐに受付がありますね。

大きな企業だと受付に人がいて対応しますが、中小企業では電話が置いてあるだけ、という受付が多いですね。こんな場面でよくあるのが、こちらの用件とは関係のない社員が、知らん顔をして素通りしてしまうケースです。それに対して通りがかった社員が「ご用件をお伺いしていますか？」と声を掛けてくれるケースもあります。

もちろん、前者よりも後者のほうが、もっといえれば後者の対応をできる社員が多ければ多い企業ほど「お客様目線で行動している」といえますので、その会社の商品やサービスが「お客様目線」になっている可能性が高い、つまり企業として伸びる DNA を持っている、ということが出来ます。

無意識の行動がイメージダウンに繋がる

また、別の例をあげてみましょう。

地下鉄の駅のホームにおいてエスカレーターに乗ろうとしたら、ある大手電機メーカーの看板広告が出ていました。(その大手電機メーカーの本社がある駅でした)

もう秋から冬に差し掛かったころだと記憶していますが、なんと冷房(クーラー)の広告が出ていたのです。

正確には冷暖房機の宣伝だったのですが、夏向けの仕様になっていた、ということです。

せっかくの広告ですが、このような状況を目にしたお客様は、その商品だけではなく企業に対してもマイナスイメージしか持たないでしょう。

朝晩、多数の乗客が行き違い目にするはずですが、その会社の社員の人たちは、気づかなかったのか、気づいても黙っていたのか、或いは広報部の予算がなかったのか。

気づかなかった・素通りしていたという無意識の行動が企業のイメージダウンに繋がるのです。

お客様の一番厳しい目線で自社を評価し、経営を行う

来客の対応と看板広告というわかりやすい事例をあげましたが、やはり、お客様の目は厳しい、ということを改めて私たち経営者は身をいければなりません。

不景気だから、忙しかったから、予算がなかったから・・・そういった自分たちの、或いは自社の都合をお客様が許してくれるはずがない、ということを前提に、商品、サービス、企業として行動、ホームページ等あらゆるところに気を配る企業体質にしていくことが必要ですね。

お客様は、しっかりと企業を見定めています。そしてお客様が求めているのは、その構成員一人一人の「小さな行動」です。その小さな行動を積み上げていく「習慣」こそ、どんな状況下にあっても生き残る企業の本質ではないでしょうか。経営者目線からすれば、どんな危機でも、良い企業体質を維持、構築することをあらかじめはいけません(むしろ危機下はそういう雰囲気醸成にとって良環境ともいえます)。お客様目線で考えることのできる社員が増えてきたな、と実感できた時は、きっと危機を乗り越え、自社の成長を実感できる時だと思えます。

(情報提供: 日本クレアス税理士法人)



ナニワのおっちゃん経営道！
《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第 66 回 : 「幸せはどこに？」・・・「諦める勇気」を持つ、貴方の“心”の中に！」

人間は、次々と“自分勝手”に、「地位や、お金や、いろんな物」に欲を出し、それらが思うように自分の手に入らないといつては絶望し、“自分勝手”に、「悲しみの世界」に陥っていくことの多い生き物だと思っています。最初から、身の程をわきまえて、余分な“欲”さえ抱かなければ、わざわざ、「不幸せ感！」に、悩むことなどなかったのです。

だからと言って、“欲”を持たない人間なんて、“魅力”がありませんよね。それなりの努力もしないでしょうし。結局、「幸せ」をつかもうと努力を重ね、そこに向かって邁進する姿勢を持ち続ける人にこそ、“幸せ”をつかむチャンスが生まれるもの」であり、「幸せ」が、近づいてくるのだ」と思うのです。

そして、もし、“夢”をつかみ損ねた時に、「見栄に踊らされず、世間に惑わされず」、「夢が得られぬ“悲しみ、苦しみ”にへこまず」、「その時の、その夢を“諦める勇気”を持つこと、そして、「次なる“夢“”を持ち続ける人の“心の中”にこそ、「幸せ」があるようにも、思うのです。

“人間、あきらめが肝心！“・・・って、昔の人は言ってますよ！！

今年初めに起こった“新型コロナウイルス”騒動は、収束してはいないものの、今に至って、「コロナとともに生きる生活スタイルを…」と言う提案が出てきています。

この現象も、今回のタイトル同様、「コロナ以前の生活環境を、”諦める“”ところから、次なる「新秩序(“幸せ！)を生む」と言うことではないでしょうか？

あなた、いかが思われますか？？？

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司
〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号
上海国際貿易中心 2415 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>